

中野区教育委員会会議録 平成25年第10回定例会

○開会日 平成25年3月29日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時20分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 大 島 やよい

委 員 小 林 福太郎

○傍聴者数 2人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 中野区教育委員会委員の議席の決定

日程第2 中野区教育委員会委員長職務代理者の指定

日程第3 第9号議案 中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第4 第10号議案 平成25年度使用教科用図書（一般図書）の採択について

日程第5 第11号議案 中野区立図書館則の一部を改正する規則

第12号議案 中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規制の一部を改正する規則

第13号議案 中野区立図書館処務規則を廃止する規則

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①中野区立小・中学校における児童・生徒のアレルギーに対する緊急的な対応及び重点的な取り組みについて（学校教育担当）

中野区 教育委員会  
第 1 0 回定例会  
(平成 2 5 年 3 月 2 9 日)

午前10時00分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日は、私が委員長に就任して最初の会議となりますので、一言、ご挨拶を申し上げます。

今年度は中野区立小中学校再編計画（第2次）がまとまりまして、いよいよ来年度から実行に移っていくという大事な節目の年でもございます。うまくスムーズに進めて行かなくてはならないというふうにも新たにしております。

それから、中野区の子どもたちにとっての重要な課題として、引き続き、学力の向上や体力の向上ということもございますし、いじめ問題の根絶に向けての取り組みというような課題もあるわけでもございまして、こういういろいろな課題の取り組みについて、私、微力ながら頑張りたいと思っております。

ほかの委員の方や事務局の方のご協力も得て、委員会一丸となってまた進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、3月28日に小林委員が新たに教育委員に任命されました。本日は小林委員の最初の会議となりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

小林委員

皆さん、こんにちは。

28日付で教育委員を拝命いたしました小林でございます。どうかよろしく申し上げます。

私はこれまで長きにわたって教育にかかわる仕事をしてまいりましたけれども、教育はやはり、社会の変容に敏感でなければならないというふうに思っております。さらに、教育や学校は、地域の特性とか特色の中心になっていくべき存在であるというふうに思っています。

そういうわけで、これまでの私が歩んできたものは、決して自分自身で頼るのではなくて、生かすものであって、気持ちを新たに中野区の実態、子どもたちの様子を十分把

握した上で、中野区の子どもたちに何が必要で、何をやるべきなのか、ひいては中野区民のよりよい生き方の実現のために、私自身、大変微力ではございますけれども、力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

大島委員長

ありがとうございました。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

大島委員長

日程第1、中野区教育委員会委員の議席の決定を行います。委員の議席につきましては、中野区教育委員会会議規則第4条により、委員長が定めることとされておりますので、ただいま着席をしている議席を各委員の議席とすることに決定いたします。

<日程第2>

大島委員長

続きまして、日程第2、中野区教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。

ここでお諮りいたします。委員長職務代理者の指定の方法については、中野区教育委員会会議規則第5条第3項に基づき、同条第1項の規定を準用して指名推選によることとし、指名の方法については委員長の私が第1順位の方、及び第2順位の方を指名することにし、たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは、ご異議ございませんので、指定の方法は指名推選によることとし、指名の方法は委員長の私が第1順位の方及び第2順位の方を指名することに決定しました。

それでは委員長職務代理者として、第1順位の方に小林委員を、第2順位の方に山田委員を指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま指名しましたとおり、委員長職務代理者の第1順位を小林委員、第2順位に山田委員を当選人と定め、委員長職務代理者として指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

ご異議ございませんので、委員長職務代理者として、第1順位の方に小林委員が指定され、第2順位の方に山田委員が指定されました。

<日程第3>

大島委員長

では、日程第3、第9号議案、「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは第9号議案「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、お手元の資料によりご説明をいたします。

「中野区区政情報の公開に関する条例の一部を改正する条例」が昨年12月25日に公布され、本年4月1日から施行されます。教育委員会もこの情報公開条例上の実施機関とされているため、この条例の一部改正に伴い、教育委員会規則で定める中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部改正が必要になるため、改正を提案するものでございます。

この規則の一部改正に関連する条例改正の主な点は4点ございます。

まず1点目が、非公開情報の限定列举規定の新設でございます。現行条例第8条は公開の原則を定めるとともに、非公開にできる場合を「公開できない相当な理由がある場合」と包括的に定めてございますが、今回の改正では、非公開情報を五つの情報類型ごとに限定列举する方式に改められました。

なお、現行条例第9条には個人情報の公開請求を定める規定がございますが、個人情報は非公開情報の一つとして定められましたので、この規定は削除されております。

2点目が、公開請求の却下規定の新設でございます。現行条例には、公開請求の却下の規定はございませんが、公開請求が権利の濫用と認められるとき、又は形式上の要件に適合しないときは却下することができる規定を新設しております。

3点目が、非公開決定等の理由の具体的明示でございます。実施機関が全部公開決定以外の決定を行う場合には、請求者に対してその理由をできるだけ具体的に明示して、文書により通知するものとされております。

4点目が第三者保護の手続の新設でございます。公開請求に係る区政情報に第三者の情報が記録されている場合に、第三者の権利利益保護のために公開決定前に意見書の提出、不服申立ての機会を保障する手続が新設されております。

それでは、「1 規則改正の内容」につきましてご説明いたします。次の6点でございます。

まず1番目が「個人情報公開請求する場合の請求理由の記載の削除」でございます。お手元の資料の新旧対照表の右側、現行欄の第3条をごらんいただきたいと思っております。

第3条第1項で、情報公開請求を行うときは、教育委員会規則で定める区政情報公開請求書の第1号様式で行うものと規定されてございますが、第3条第2項はこの様式によらなくても、各号に掲げる事項を記載した文書により公開請求を行うことができると定めてございます。同項第4号で、個人情報を公開請求する場合には、請求理由を記載する旨を定めてございますが、改正後の条例により、個人情報の公開請求の規定が削除されたことに伴いまして、同号の規定を削除し、第5号を第4号に繰り上げるものでございます。

2点目が「公開請求の却下に関する規定の削除」でございます。新旧対照表の右側、現行欄の第3条の2をごらんいただきたいと思っております。公開請求の却下に関する規定が条例に新設されたことから、規則第3条の2の規定を削除するものでございます。

3点目が「区政情報不存在通知書の新設」でございます。新旧対照表の1枚目の裏側、左側の改正案の第4条第1項第4号をごらんいただきたいと思っております。請求情報を保管していない場合には、全部又は一部非公開決定をいたしますが、改正後の条例において非公開決定等を行う場合に、理由を具体的に明示すると規定されたことから、第4条第1項第4号に請求情報を実施機関が保管していない場合において、請求情報を公開しない旨の決定をした場合には、第4号様式の2、区政情報不存在通知書により通知する旨を追加するものでございます。

4点目が「第三者に対する意見照会書及び反対意見書を提出した第三者に対する公開決定通知書の新設」でございます。新旧対照表の左側、改正案の第5条の3をごらんいただきたいと思っております。改正後の条例において、第三者保護の手続が新設されたことに伴いまして、第5条の3を追加いたしまして、条例で実施機関が定める事項を意見書の提出期限、及び提出先等とし、第7号様式、区政情報の公開に関する意見書によりまして、第三者に対して通知して意見照会を行うことを定めるものでございます。また、反対意見書を提出した第三者に対する公開決定に関する通知は、第8号様式、区政情報の公開に関する通知書により行うことを定めるものでございます。

5点目が「情報公開審査会諮問通知書の新設」でございます。新旧対照表の左側、改正案の第5条の4をごらんいただきたいと思っております。改正後の条例において、行政不服審査

法に基づく不服申立てについて、情報公開審査会に諮問した場合に請求者等に対して速やかに通知することが規定されたことに伴いまして、第5条の4を追加し、情報公開審査会に諮問した旨を第9号様式、情報公開審査会諮問通知書により通知するものでございます。

6点目が「その他既存様式に係る所要の規定の整備」でございます。その他の既存の様式について所要の規定整備を行うものでございます。施行期日につきましては、改正条例の施行日と同じく平成25年4月1日でございます。

ご説明は以上でございます。

大島委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

高木委員

区の条例改正に伴って、教育委員会規則である条例施行規則の改正というのはよくわかったのですが、具体的に教育委員会に対する情報公開の請求というのは年間で大体どれくらいあるのでしょうか。概算で結構です。

副参事（子ども教育経営担当）

これは毎年、1件あるかないかというような状況でございます。

大島委員長

では、私からちょっと確認なのですが、きょう我々が審査するのは教育委員会の規則ですけれども、区長部局のほうも同様に、同じような内容の規則の改正をしているということなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

教育委員会を始めとして、実施機関として位置づけられている各機関につきましては、各規則等において規定の改正をする予定でございます。

大島委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大島委員長

それでは、なければ質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第9号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



大島委員長

それでは、異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

<日程第4>

大島委員長

では次に、日程第4第10号議案「平成25年度使用教科図書（一般図書）の採択について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは10号議案「平成25年度使用教科用図書（一般図書）の採択について」ご説明をいたします。

今回採択いただく教科用図書ですが、既に平成24年8月3日、第26回教育委員会定例会において中野区立小中学校、特別支援学級で使用するものとしてご採択をいただきました、学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の一部が供給不能になったため、新たに採択いただくものでございます。なお、採択いただく教科用図書は別紙「平成25年度使用教科用図書（一般図書）採択一覧表」のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、決定賜りますようお願いいたします。

大島委員長

では、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

この委員席の前にあるテーブルの上に、本が幾つか並んでいるのですが、これは今、上程中の候補になっている図書の一部ということでございましょうか。

指導室長

そのとおりでございます。全部用意をし切れなかったので、3冊ほど用意をさせていただきました。

大島委員長

他に質疑はございませんでしょうか。

小林委員

この内容について、さまざま、これは特別支援学級での活用ということでございますけれども、指導室のほうでこの内容についての評価というのでしょうか、そういったものを簡単にお聞かせいただければありがたいと思います。

指導室長

今回、採択いただく教科用図書なのですが、やはり特別支援学級で使用するということで、絵ですとか図ですとか、見た目で見えるというふうなものが特徴的だというふうに思っています。特別支援教育の基本の一つに視覚的な要素というのがありますので、その考えには合っているものだというふうに評価をしております。

大島委員長

今回採択の候補の一覧表に載っているものは、科目も社会、音楽、英語、保健体育とか、多岐にわたっているのですけれども、これは今まで使っていたものと内容的にはそれほど変わらないというふうなものだと思ってよろしいのでしょうか。

指導室長

大きくは変更はないかと思います。今まであったもののリニューアルをしている形で、書名が変わったものもありますし、また、出版社によっては廃版になってしまって、別のものをほかの出版社から選んでいるというものもございしますが、内容につきましては大きく変更はないというふうに考えています。

大島委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では、ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第10議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

<日程第5>

大島委員長

では、日程第5、第11号議案「中野区立図書館則の一部を改正する規則」、第12号議案「中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則の一部を改正する規則」、及び第13号議案「中野区立図書館処務規則を廃止する規則」の計3件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「中野区立図書館規則の一部を改正する規則」ほか二つの議案についてご説明いたします。

平成25年4月1日から中野区立図書館において指定管理者制度を導入することに伴いまして、関連する教育委員会規則について改正及び廃止を行うものでございます。

第11号議案「中野区立図書館規則の一部を改正する規則」の提案理由ですが、指定管理者制度の導入に伴い、規定を整備する必要があるというものでございます。本日、議案とは別に、資料「中野区立図書館規則の改正等について」を添付しておりますので、そちらのほうを1枚おめくりいただきたいと思います。こちらに、それぞれ新旧対照表がついてございます。

中野区立図書館規則の新旧対照表の改正案のほうをごらんいただきたいと思います。第3条では、指定管理者が休館日の変更などを必要とするときは中野区教育委員会に申請し、その承認を受けることを定めています。これまでは中央図書館長の権限でしたが、指定管理者が行うことになるので、文言も指定管理者に改めています。なお、以下の条文についても同様に、指定管理者に改めています。

第4条では、不適切な行為をとる利用者などに対する利用の制限を定めています。第2項第1号から第7号までに具体的な禁止行為などを掲げています。

最後の第12条をごらんいただきたいと思います。こちらのほうでは指定管理者が年度の終了後、管理運営の業務の実施状況や経理の状況についての報告書を提出するということを定めております。

なお、開館時間や休館日、損害賠償の規定は既に中野区立図書館条例において定めることとしておりますので、この分につきまして削除いたします。

最後に附則第2項で、現在既に利用している利用者カードにつきましては、有効期限内のものは引き続き指定管理者に移行後も利用できるということを定めています。

続いて、附則第3項では、現在未返却の図書館資料などは、引き続き指定管理者は返還を請求できるということを定めています。

続きまして、次に第12号議案「中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。提案理由ですが、第11号議案と同じく、指定管理者制度の導入に伴いまして、規定を整理する必要があるというものでござい

ます。

「中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則」の新旧対照表の改正案のほうをごらんいただきたいと思います。第4条では、これまで中央図書館長が行っていたことを指定管理者が行うことになるため、文言も指定管理者に改めています。なお、以下の条文についても同様でございます。

第6条では利用手続の受付時間にかかわる規定を削除しております。これまでは午後7時25分までを受付としていましたが、利用者がより使いやすくなるという利便性を考えまして、これについては削除いたしました。

続きまして、第13号議案「中野区立図書館処務規則を廃止する規則」についてご説明いたします。提案理由ですが、指定管理者制度の導入に伴いまして、図書館の組織にかかわる規定が不要になるため、規則を廃止する必要があるというものでございます。

なお、本規則の廃止に伴い、廃止規則の附則で、中野区教育財産管理規則ほか4件の関係規則について改正いたします。

これは資料にお戻りいただきまして、1枚おめくりいただきまして、3(2)の部分ですが、こちらのほうに中野区教育財産管理規則以下五つの規則につきましてここに並べてございますが、これにつきまして、中野区立中央図書館などの文言を削除するなどの規定整備を行うものでございます。

以上の規則の施行期日はいずれも平成25年4月1日からです。そのほかにつきましては、お読み取りいただきたいと思います。

私からのご説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

大島委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員

資料の新旧対照表のところの、現行の第5条ですと、利用者の責務「善良な注意を払って」という性善説的なところが、今回改正で、限定列挙というか具体的に指定していく形になっていると思います。

指定管理者に移行するわけですから、どこまでが指定管理者の責任でこれを守らせるかというのを明確にする必要があると思うのですが、改正案の第4条第2項第1号で「危険物又は大きな荷物」、ちょっとくだらない質問かもしれませんが、大きな荷物というのは具体的にどれぐらいだと駄目なのか、あるいは現行で多分やっつけて、不都合があったの

で規定したと思うのですが、ちょっと素朴な疑問で、どれぐらいだとこれは駄目なのか教えていただきたいです。

中央図書館長

特に具体的に、何キログラムとか何センチメートルとかは定めてございません。一般的な常識から判断しまして、例えば大きな荷物を抱えて、何か荷車で引っ張ってくるようなケースというのも考えられますので、そのようなケースは駄目だというふうには、具体的には規定しているものです。

大島委員長

関連してなのですが、そういう利用者の方の行為で、迷惑だなと職員の方が思ったり、ほかの入館者の方とトラブルとか、そういうことというのは頻度的にはどうなのでしょう。どのぐらいあったのでしょうか。

中央図書館長

日常的に小さなトラブルはかなりございます。その場合は、利用者の方には苦情は直接ご本人、相手に言わないで、図書館の職員に言っていただければ、こちらから注意申し上げますということで対応していますが、トラブルというのは日常多くて、特に近年、ふえているような印象を受けています。

大島委員長

具体的には、どんな種類のトラブルが多いのでしょうか。

中央図書館長

ささいなことなのですが、例えば新聞のめくる音がうるさいとか、あるいは、本の置き方が悪いとか、あるいは、たまに携帯をお使いになっていらっしゃる方がいらっしゃるのです。こういう方については注意をして、文句を言って、トラブルになったとか。これはさまざまでございます。

大島委員長

わかりました。ほかに。

山田委員

先ほどのご説明の中で、第10条にかかわる返還のことなのですが、これについても指定管理者にその権限を与えるわけですが、現実に返還できなかった資料というのは年間どのぐらいの額に及ぶのでしょうか。

中央図書館長

平成23年度実績でございますけれども、長期未返却資料という形で集計をとってございますが、1318冊という形になっています。

山田委員

その数が多いかどうかはちょっとわからないのですが、やはり資料というのは区の有する財産ではあるわけです。それが指定管理者の権限でどのぐらいできるかがちょっと疑問には思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

中央図書館長

これまでも委託事業者のほうで、督促とか、あるいは電話をかける、場合によっては訪問するという形で督促をお願いしています。これと同じような形で指定管理者もできるといって考えてございます。

なお、長期未返却資料なのですが、やはりここ何年間か減ってきてはございます。やはり、ミラーを取りつけるとか、あるいは警備員の巡回をふやすとか、こちらのほうもいろいろ努力してございますので、その結果が少しずつあらわれているかなというふうには考えてございます。

山田委員

今のご説明ではなくて、長期に貸し出したものが未返却の場合は、その対応はどのように具体的にされているか、もう一度、ご確認いたします。

中央図書館長

これは、督促されて、最後まで返されないという方もいらっしゃいます。転出者が非常に多いものですから、返還しないで出て行ってしまうというような場合、それも転出先まで連絡をするということも可能なのですが、実上、返却していただけないということが多く、この場合は残念ですが、基準に従いまして、廃棄という形で処理をとって処理します。

大島委員長

その前にはもちろん、職員の方とか担当の方が電話とか訪問とかで、できる限りの督促はしているという前提ということよろしいでしょうか。

中央図書館長

電話をして、あるいは必要に応じて訪問するという形で、かなり繰り返し督促というのは行っているのですが、やはり本人がつかまらないとか、そういうケースがほとんどでございます。

大島委員長

ほかには。

小林委員

今回、指定管理者制度を導入するということでの改正ということでございますけれども、指定管理者制度を導入することによって、区民への利便性というか、そういった期待される効果、これはどのように捉えていらっしゃるかを教えていただきたいと思います。

中央図書館長

具体的に申しますと、毎年、図書館の利用者に対してアンケート調査をとってございます。この中でやはり最も要望が高いのが「開館時間を延長してほしい」あるいは「休館日をもっと少なくしてほしい」「開館日をふやしてほしい」ということではございました。今回、この部分につきまして直接こたえる形で、条例を改正してございますので、開館時間の延長、休館日を少なくして開館日をふやすという形が、直接考えられるのはまずこの点でございます。

それ以外に、民間の柔軟なサービスを活かしまして、さまざまな自主企画事業というのを行いますので、こちらをさまざまに行うことによって、やはり利用者の利便性がさらに高まるのではないかとこのように考えてございます。

大島委員長

ほかにございませんでしょうか。

高木委員

インターネット端末管理規則なのですが、第10条の改正案で、指定管理者がオープン利用端末の利用状況を常時把握しておかなければならないということになっていると思います。ハード、PC端末本体とソフトは区のほうで用意すると思うのですが、セキュリティーはそうすると、区のほうにイニシアチブがあるわけですね。その中で、指定管理者はどれぐらい状況把握ができるのか。

例えば最近、ほかのPC端末を踏み台にして、サイバーテロとかハッキングとかいうのがあって、そうすると例えばログの解析とかも含めて指定管理者に全部の責任があるのか、そこをちょっと教えていただきたいのです。

中央図書館長

今現在、設置しているものをそのまま使ってもらいますので、この部分につきましては、特に新しく何かを設置するというものではございません。これにつきましても、例えば個

個人情報の保護とか、この規定は当然、守ってもらうようなことになりますので、こちらのほうで把握できるかなと思っております。

利用者カードを出してもらって、具体的に言いますと、利用する際には端末で読み取ったりなどしますが、この部分については大もとのシステムの部分というのは区のほうのシステムを持ってございますので、こちらのほうに反映されるというふうに考えてございます。

もちろん、そういう情報を守るということについては、当然、条件の中に義務づけておりますので、区の個人情報保護条例、これは当然守るということを義務付けた上で行っております。

高木委員

個人情報の保護ではなくて、例えば不正に利用される可能性があるわけですね。公共、開放端末なので。まず防止はわかるのです。でも、例えばハッキングとかの踏み台にされた場合は、それは指定管理者の責任になるのですか。それとも区の責任になるのですか。

指定管理者の責任だとすると、例えばログの解析とか、定期的に不正アクセスしないかまで義務づけているのかということをお聞きしたいのです。

中央図書館長

これについては、まず最初に、フィルタリングソフトは区で統一したものを使っていますので、不正なアクセスというのはできないというふうに考えてございます。これについては、あくまで閲覧するだけなので、そちらを何か悪用して、ほかの何か、官公庁のホームページなどにアクセスしてということとはできないというふうには考えているのです。

これが具体的にどのような事件、事故が起こったときに、ではその責任をどこまでにするかということは、個別にかなり判断しなければいけない点があると思いますので、それについては区と指定管理者のほうで責任を分担していく形になると思います。それぞれの事件に応じてです。

教育委員会事務局次長

基本的なセキュリティーとか情報の関係については、庁内のほうで、区のほうで全部責任を持っています。だから、基本的ベーシックは全部、区が管理していますので、例えばあけられてしまったとかということのセキュリティーの大きな根幹の部分については区のほうの責任。指定管理者についてはその運用に当たっての責任は出ると思いますが、基本的な情報の関係のシステムについては、区のほうで管理いたします。



大島委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終結いたします。第11号議案から13号議案までの計3件を一括して、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第11号議案から第13号議案までの計3件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では、異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で議決案件の審議が終了しました。

<報告事項>

大島委員長

それでは報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

まず委員長、委員、教育長報告です。

私から3月15日の第9回定例会以降の主な委員の活動について、一括して報告します。

3月19日の火曜日、平成24年度中野区立中学校の卒業式が各校で行われました。私大島、それから山田委員、高木委員、田辺教育長が出席いたしました。

3月20日水曜日、第4回中学生東京駅伝大会が行われました。山田委員、高木委員、田辺教育長が出席されました。

3月22日金曜日、平成24年度中野区立小学校の卒業式が行われました。私大島、山田委員、高木委員、田辺教育長が出席されました。

それでは各委員からの補足のご報告があれば伺いたいと思いますが、まず私ですが、私は19日の中学校では第5中学校の卒業式に出席いたしました。それから22日の金曜日は、北原小学校の卒業式に出席いたしました。

いずれも大変厳粛な中にも、若々しい熱気というのでしょうか、感じられたとてもいい卒業式だったと思います。第五中学校では女子の生徒かかなり泣いている生徒さんがいて、男子の中にも泣いている方もおられました。ですけれども、門出の言葉ということで、3年生が今までの思い出なりこれからの決意とかを、歌を交えながら披露してくれまして、大変立派だったと思いました。

それから、北原小学校のほうも、卒業証書を受け取る前に、1人ずつ壇上で名前を呼ばれた後に、これからの抱負とか将来の夢などを語るのですが、みんなすごくはきはきと、しっかりと発表するので、本当に感心いたしました。将来のなりたい職業みたいなこともテーマで、かなり多くの子が言っていたのですけれども、実にさまざまで、サッカー選手もいましたが、美容師さんとか、獣医さんとか、看護師さんとか、いろいろ随分具体的に考えているので、「いや、しっかりしているな」と思って感心いたしました。

私からの報告は以上です。

では、各委員から補足がありましたら、お願いしたいと思っておりますけれども、高木委員からお願いします。

高木委員

私は、まず19日は緑野中学校の卒業式に出席いたしました。123人の卒業生、区内で多いほうなのですが、残念ながらインフルエンザで若干欠席した方がいたということで、ちょっと残念でした。非常にいい卒業式で、やはり委員長からもお話があったように、男の子が結構泣くので、来賓席の前は大体男子生徒、合唱の後戻ってきて、男の子だから泣かないからもらい泣きしないかなと思ったら、結構泣いているので、私、ちょっと涙腺が弱いので、もらい泣きをしてしまいました。

3月20日の東京駅伝は、午前中だけなのですが応援に行って、女子が37位と、去年28位から残念ながら順位が下がってしまったのですが、タイム自体は去年よりよくなっていますので、すごく頑張ったと思います。

午後は、男子は32位から上がって27位という結果でした。暖かかったので、見ているほうにはよかったですのですが、走るほうにはやはりちょっと体調を崩しやすかったのかなど。具体的に見ていて、お腹を押さえていた区のお子さんがいたので心配でした。

22日は、私、桃園小学校の卒業式に行ってきました。卒業生が60名で、3割強が国立、都立、私立の中学校に進学ということで、約3分の1ぐらいで多いなど。中野区としては平均ぐらいだと思うのですが。

男の子は9割以上がブレザーですね。ブレザーを着て。女の子もブレザーなのですが、AKB風のもので多くて、非常に華やかでした。大変だなと思ったのですが、実は私の長男が今度中3なのですが、中学校の制服は標準服を買いに行ったときに貸してくれるのですね。すぐに大きくなってしまいうので。うちは買ったのですけれども、1年たたずにブレザーが着られなくなったので、次の子までとってあるのです。

ちょっと気になったのは、男の子、みんなブレザーのボタンをしているのですが、就活でうちの短大の学生にも言うのが、男性の場合は、一番下のボタンは外すのが一応マナーになっているのです。女性は全部のボタンをとめるというマナーですが、そこまではなかなか気が回らないのかなと思いました。

小学生、桃園小学校もあと、門出の言葉での合唱が60人というのは平均的な数なのですが、すごくまとまっていて、よかったですと思います。こちらもやはりもらい泣きをしてしまいました。

私からは以上です。

山田委員

私は、3月19日は南中野中学校の卒業式に出席いたしました。94名の子どもたちが巣立ったわけですが、今、何人かの先生からご報告がありましたが、最近は男の子もよく泣くなという感じがありました。

あとは、これは何年間か続けて中学校の卒業式に出ているわけですが、中野区の音楽教育が非常に充実していたという実感がすごくわくのは、歌がすごくうまいのです。この日も在校生が1曲、卒業生が5曲ですか、歌っているのですが、すごくうまいのです。すごく、わんわん泣きながらも歌はしっかりやるという。しっかりとした教育ができ上がっているのかなということで、これは中野区が誇る音楽の教育の充実ということで、非常に素晴らしいことではないかなと思って、卒業生の皆さんも非常に上手に歌えたなということで。またクラスが一緒になるということが非常に大切なのだろうと思って、卒業した皆さんが将来またそういうのを生かして、いろいろな方面で頑張って活躍してくれることを願っています。

その日の晩は医師会で、私はもともと産婦人科医なものですから、産婦人科の関係の講演会がございまして、実は骨粗しょう症の予防ということで整形外科の先生からのお話だったのですが、前もお話したと思うのですが、板橋のほうでは中学生の2年生か何かを対象に、骨粗しょう症健診というのをやっているのです。今の子どもたちというのはやはり、骨粗しょう症が将来危ないというデータが出ているのは確かだと思うのです。

なぜかといいますと、やはりカルシウムの代謝のことについてはやはり牛乳などのカルシウムをしっかり取るということと、日に当たってビタミン量を活性化させるということが大切なのです。ですから、今の子どもたちを見ていると、外遊びがあまりない現状で、特に中学校の女子の生徒では、学校の体育以外、体を動かしたことがないという生徒もか

なりいるという現実がありますし、どちらかというゲームだとか、そういったものにたけている子どもが多くて、外遊びをしない。ということになると、カルシウムの代謝がうまくいかないことは早晚、明らかになってくるわけで、そんな中で、もし予防ができるのであれば、しっかりとカルシウムをとる。例えば牛乳をしっかり飲ませるとか。あとはジャンピングの運動がいいのだそうです。だから、飛びはねる。だから、バスケットだとか、バレーをやっている子どもたちは比較的いいというデータが出ているのです。

ということになると、もし可能であれば、縄跳びを復活させて、縄跳びをやらせるというような、簡単な、できることから始めるということで、骨粗しょう症の予防になるのかなということがありましたので、ご報告いたします。

20日の中学校東京駅伝ですけれども、今回で4回目になります。4回のうち1回はキャンセルになっているので、実質3回終わったわけですけれども、これは今年度の東京都が国体を開催することに合わせて始まった事業ではあるかと思うのですが、子どもたちがたすきをつなぐということで、非常にいいイベントではないかと思うのですが、もう一つ盛り上がっていないですね。ある関係者だけが知っていて、東京駅伝、中学生が走っていること自体を知らない都民がたくさんいると思うのです。この辺はやはり、例えば中野区の代表も、中野区の学生さんとしてというか、児童・生徒として出るわけですから、もうちょっとその子どもたちを応援する姿勢を示すとか、何らかの機運を高めていかないといけないのかなと思っています。

中学校のPTA連合会だけに頼らずに、もっといろいろな面でサポートできるようにして、しっかり走った子どもたちに対してきちんと激励をするような姿勢があったほうがいいのではないかなと思いました。ただ、無事に中野区も完走できてよかったかなと思っています。

21日には、私が所属します日本学校保健会の委員会がございまして、出席をいたしました。そこで今年度、文部科学省のほうから、いじめ問題に対する総合的な取り組みの推進ということで、予算が7,000万円ぐらいの要求が出ているというような報告がございました。

これによると、国や地方自治体に、外部人材活用によるいじめ問題の支援体制を構築するということであるのですけれども、ここでいじめ問題アドバイザーの配置ということが掲げられているようです。文部科学省等にいじめ問題アドバイザーとして専門家を配置する。それから、幅広い外部専門家を招いてというようなことであります。

またもう一つ、外部人材を活用した教育相談関係機関と連携強化ということで、今まで

のスクールカウンセラーが多分、中学校には配置されていると思うのですが、それが全公立中学校に配置ということで、全国的に開始されるということと、公立小学校配置の拡充ということで、かなり校数がふえているということになりますと、中野にもスクールカウンセラーが小学校にも配置されるようになるのではないかと思います。ただ、スクールカウンセラーの方、免許を持っている方の数が非常に少ないので、どうやって運用するのかということがちょっと心配ではありますけれども、そういった拡充策が出てきているのは、国としてもいじめ問題に対してかなりしっかりとした対応をしようという意欲のあらわれではないかと思しますので、また後でも、来年度の中野区の対策というか現状がわかりましたら、ご報告いただければと思っています。

22日は小学校の卒業式、私は向台小学校に行っていました。卒業生は、こちらは数が少なく39名という、どちらかというと中野区の中では小規模化が進んでいる学校ではないかと思うのですが、地域の皆さんにかなり出席していただいて、地域で支えている学校だなという印象を受けました。

感心したのは、向台はもともと外国語活動を一生懸命やっている学校でして、大島先生が先ほど、卒業生一人一人が将来の希望を発言したとおっしゃっていましたが、ここも同じなのですけれども、全部、英語でやるのです。「I wish 何とか」と言って。すごいなと思って。そしたらもう、2年か3年前からこれに取り組んでいてということがあります。

それで、その中でまた驚いたのは、エレメンタリースクール・ティーチャーというのを希望しているお子さんが4人もいたのです。これはすごいなと思って。やはり、お子さんたちはいままで教えていただいた先生の背中を見て、将来その夢を持つという、素晴らしい教育が継代されているのかなと思って、先生方に敬意を払いたいです。

私からは以上です。

田辺教育長

私は第四中学校と緑野小学校の卒業式に出席をしたのですが、卒業生も在校生もとても落ち着いていて、静謐な中で堂々とした態度で、立派な卒業式をやっていただいたということで、本当に四中の教職員の先生方、頑張っていらっしゃるなという印象を持ちました。

それから、東京駅伝についてなのですが、山田委員がおっしゃっていたように、やはり自治体ごとに、特定の自治体では結構盛り上がり、応援をしているところもあったの

ですけれども、やはり中野と同じように関係者だけで応援をしているところが非常に多くて、せっかくこれだけのイベントをやるのに、盛り上がりには欠けているなということをおもひまして、私自身もすごく反省をして、やはり関係者だけでなく、中野区民全体にPRをして、中学生がここまで頑張っているのだということのを来年度以降はアピールしていく必要があるなというふうに思いました。

以上です。

大島委員長

それでは、ただいまの各委員からの報告につきまして、補足、質問、ご発言がありましたらお願いします。

高木委員

中学生の駅伝なのですが、中野区の場合、国立の中等教育学校、それから都立の一貫校、区立の中学校と、オール中野区でチームを組んでいるというすごくまれな区で、すごくいい取り組みをしていると思うのです。

ですので、山田委員や教育長から発言があったように、私も参加して思ったのですが、やはりもうちょっとサポートしてあげたいなと反省もしているのです。必ずしも上位に入賞することが目的ではないのですけれども、頑張っている子どもたちに何かしてあげたいなというのをすごく感じました。

山田委員

中野区は特に体力向上を掲げていますので、その一環としての長距離走、小学校でも冬になると長距離走の訓練というか練習をしている学校を多々見かけると思います。中学生になるとなかなか部活以外はというところもあるので、ぜひこういった一つのイベントをきっかけとして、長距離、走ることの楽しさというのを、そういったことが子どもたちにきちんと伝わって、たすきをつないで、中野区に育ったということがよかったと思えるような、そんなイベントになっていただければなと思います。

田辺教育長

今回は、部活に参加していない女子で、中野区教育委員会表彰で、珠算で全国1位になったお子さんが駅伝に参加をされていました。なかなか好成績を上げられまして、やはり先ほど高木委員がおっしゃったように、オール中野で、国立も私立も都立も、それから区立もみんなで参加をする。それから、特定の学校に集中するのではなくて、各学校それぞれ代表を出すというポリシーで中野区はやっています、その中で、選抜されてくる

お子さんが部活に入っていないなくても参加できるのだということでは、中野区の民主的な運営というのは誇っていいのではないかなと思いました。

高木委員

できたらポスターぐらいは教育委員会で作って、区の掲示板とか、小中学校に貼ると、「じゃあ、中学生になったら駅伝に出よう」みたいなところが出るのかなと思って。

やはり人数の多い区にはかなわないのですけれども、やはりそこでポスターぐらいしか具体例があまりないのですが、できないかななんて思います。

大島委員長

中学生駅伝大会については、ちょっと我々中野区教育委員会としても、もう少し応援の機運を盛り上げたいというふうに思ったところですが、駅伝大会については、きょうはこんなところでしょうか。

私から、先ほど山田委員のお話で骨粗しょう症の話で、若い人との関係でのご心配のご発言で、非常にショックを受けました。骨粗しょう症といいますと、もう私ぐらいの中高年、高年になってくると、非常に切実な問題なのですけれども、若い中学生とかと関係があるなどは夢にも思わなかったので、若い人でもそういうことを心配しなければいけないのかと。先ほどちょっとショックを受けたので、済みません、山田委員のご発言の途中で終了するような間違いをしてしまいまして、そのことに気をとられてしまいまして、大変失礼したのですけれども。若い人で、予防という意味ではもちろん必要かもしれないのですけれども、そういう心配をしなければいけないものなのではないでしょうか。

山田委員

私たち人間は今、特に日本は長寿社会というか、我々の平均余命はすごく長い国の一つにはなっていますが、実際にはいろいろな器官とか、いろいろな体のつくりというのは、20歳までがピークなのです。ある程度は。

ですから、そこでいい骨量、骨質をつくらないといけないというのがあるのです。そのところで、やはり中学生の非常に大きく伸びる時期というのは、大切な成長期なのです。そこでしっかりとしたことをやっていかないと、早くに下っていってしまうということが心配される。

やはり、これからどんどん高齢化社会が進んでくるわけですけれども、今の状態で進んでいきますと、あとは筋力の問題もありますね。背筋とか。特に背筋力が今、弱くなっていて、多分、上体起こしは少し、だんだん悪くなっていると思うのですけれども、それが

ないと、お年寄りを抱えることができないのです。

我々が歳をとったとき、抱えてくれる人がどれぐらいいるかということになるので、やはりそういうことも考えると、きちんとした骨量を持って、あとは筋力をつけていくということを、本当に中学生ぐらいから対策をとっていく必要があるということの警告を発しているということでございます。

大島委員長

本当に、すごく中学生ぐらいの年齢の人にとっても、大事な、必要な知識と取り組みであるということを知りましたので、この問題についてはまた、学校現場で取り入れていけないかというようなことも、これから議論しなければいけないかと思います。きょうはご報告を受けるというようなことですが、またこれについては改めて、何か協議をするような場も設けられたらと思っております。

山田委員

先ほどのいじめ問題に関してなのですけれども、スクールカウンセラーについて次年度からの配置の状況など、おわかりになっていましたら、お知らせいただけませんか。

指導室長

スクールカウンセラーですが、現在、中学校全校、それから小学校6校に、東京都からの臨床心理士を派遣してもらっています。平成25年度ですが、小学校全校に東京都が配置をするということで正式通知が来ましたので、これで各学校での相談活動は充実をしていくのだろうなというふうに思っています。

山田委員

素晴らしいことが始まるなとは思いますが、外部の方が入ってきて、その方の情報がきちんと学校の教職員にきちんと共有されて対策がとれる、そういう体制が大切なのだと思うのです。いろいろな専門家が入ってくるけれども、それがきちんと集約されて、学校の中で連携がとれた対応ができるということが大切だと思います。その点はいかがでしょうか。

指導室長

中学校が先行事例として、スクールカウンセラーの活用については大分ノウハウを持っていますので、そのあたりを共有したいと思います。

具体的に言いますと、スクールカウンセラーは原則週2回しか来ませんので、カウンセラーが来ているときに生活指導ですとか教育相談の会議を設けるだとか、あとは本区独自



で配置をしている心の教室の相談員がいるのですが、その人との引き継ぎみたいな形で情報を共有するだとか、そんな工夫をすることで、単発的な対応にならないように工夫をしていきたいというふうに思います。

山田委員

中学校の場合には、子どもたちが相談を受けることもあるでしょうけれども、保護者のこともあると思うのです。小学校だと保護者の対応が多くなるのではないかなと予想されるのですが、それはいかがなのでしょう。

指導室長

子どもの対応もありますが、保護者でもやはりスクールカウンセラーに相談したいという方もいれば、逆に学校のほかの相談機関に相談したいという、いろいろなケースがあるのです。子どもをしっかり見ているスクールカウンセラーとつないでいったほうが確かに効果は出てくるのかなと思いますので、学校によっては、学校便りで「ことしはこのスクールカウンセラーが本校に配置されました。出勤日はこうなっていますので」というようなことを具体的にアピールするとか、子どもたちに対しても、全校朝会などで紹介するということは行っているかと思しますので、その点も再度確認をしていきたいというふうに思います。

小林委員

今のに関連しまして、小学校にも拡大していくということで、スクールカウンセラーの今度は逆に質も問われてくると考えます。そういう点では、教育委員会が主導して、スクールカウンセラーの研修を適切に行うとか、また、どのように活用していったらいいかという学校側の研修も深めていくというか、有効に活用していかれるように取り組むことが大事なかなというふうに考えます。

以上です。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。ほかにご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

大島委員長

それでは事務局報告事項、「中野区立小中学校における児童・生徒のアレルギーに対する緊急的な対応及び重点的な取り組みについて」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

お手元に資料をお配りいたしました「中野区立小中学校における児童・生徒のアレルギーに対する緊急的な対応及び重点的な取り組みについて」ということで、ご報告をさせていただきます。

平成24年の12月に調布市の小学校で食物アレルギーによる事故がございました。これを受けまして、各学校で緊急の取り組みとして、アレルギー対応給食の提供過程におけるチェックシステムの確認ですとか強化、それからアレルギーを持ったお子さんたちの状況の把握、それから安全管理の徹底について、教育委員会のほうから学校へ通知をしたところでございます。

さらに、平成25年4月以降、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに沿いまして、取り組みを強化していくということで、すでに各学校のほうでも準備を始めておりますので、その内容をご報告いたします。

この資料に沿いまして、まず1番なのですけれども、平成24年度段階での小中学校でのアレルギーの現状ということです。アナフィラキシーの補助薬品ですエピペンを携帯している児童生徒の数なのですが、小学校で9人、在籍校としては5校となっております。中学校のお子さんはいらっしゃいません。先生、学校において教職員がそのエピペンを使ったという事例はございませんでした。

それから、食物アレルギー・アナフィラキシーのお子さんということで、これは主に保健室のほうに対応が必要ということで、生活管理指導表のようなものを出している生徒さんの数なのですけれども、児童で94人、在籍校数としては13校。それから中学校で4人、在籍校として4校という状況でございます。

それから3番目は、学校の給食でアレルギー対応をしている、主に除去の対応をしている児童の数です。こちらにつきましては、除去をする際に、申請書とともに診断書を出していただいて対応しておりますが、そういうお子さんが331人、全部の小学校で対応しております。それから中学生は73人で、やはり全ての学校で対応しているという状況でございます。

2番目として、調布の事故を受けまして、緊急的な対応として平成24年度に取り組みを済ませたものについて、主なものをご報告させていただきます。エピペンを携帯するお子さんがいる学校におきましては、緊急対応を再確認するということを行いました。研修についても、実技研修も含めて全ての学校で再度確認をしたという状況でございます。

それから2番目として、給食の提供の各段階、給食室の中からお子さんの口に入るまでの各段階で、再度、きっちり確認ができていくところについて、それぞれ確認を行ったということです。さまざまな強化を図ったり、それから工夫をしたということで、現在、取り組みをしているところでございます。

それから3番目、平成25年4月以降の取り組みでございます。「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に沿って、取り組みを徹底していくということで、特に学校において緊急対応が必要な事態につながる可能性が高い気管支ぜんそくと食物アレルギーとアナフィラキシーのあるお子さんについて、特に重点的に取り組むということで、学校のほうにも通知をし、今、準備も進めているところです。

この主な取り組み、3点でございます。一つは、学校生活管理指導表というのが、国のほうでモデル的なものを出しているのですが、中野区としては今掲げました三つのアレルギー疾患について、特に記載しやすいという形をとって、この仕様を徹底するというで様式も定めて、活用していくことにいたしました。この活用というのは、学校医からの、もしくは主治医の先生たちから医療的な面での情報とか指示を得て、対応をしていくという形を徹底するという意味を持っているものでございます。

それから、2番目として、取り組みプランというのがガイドラインの中で示されているのですが、こちらについても、保護者の方と共通理解を得られた形で取り組みを徹底するというでスタートをいたします。この取り組みプランは、(1)の「学校生活管理指導表」に基づいて、学校で決定していくものですが、主治医の先生、もしくは学校医の先生からの指示を受けながら、保護者の方と学校とで共通理解を持って、それで学校の中にも情報を共有化して進めていくことを徹底するというで、この取り組みプランの活用を進めるということを取り組んでいくことにいたしました。

それから、裏面でございます。もう一つ、緊急時に対応できる校内体制づくりということでございます。この研修を徹底していくということを改めて取り組むということでございます。今までも、いろいろな形で研修等は行ってきていたのですが、緊急の対応をする際に、ガイドラインの中で、一目で見ればわかるような形で、どこに連絡をするとかいうことも含めて、学校が、誰が中心になって動くかというようなことを示した5フローというのが例示されているのですが、そういったものを各学校でつくって、常に対応できる体制をつくっていくということを徹底していくということでございます。

それから、もう一つの研修体制でございます。今まで、養護の先生が中心になったり、

DVDを使ったりというような形で研修をやっているというところが主でございましたけれども、今回、中野区医師会のご協力も得られるということで、学校医のほうに相談をして、医療的な専門性を持ってアドバイスをいただきながら研修できるという体制を組むということになりました。もちろん、DVDを使ったり、校内での情報の共有化もしていくということも引き続きやりながら、医療の専門家からアドバイスを得て、対応についての内容を深めていくということが実現できるようになるかということで、この徹底を図っていくということにいたしました。

私からの報告は以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまの報告につきまして、質疑等ありましたらお願いいたします。

私からちょっとよろしいですか。このエピペンというのはたしか、本人は自分で打っていいということを知ったことがあるような気がするのですけれども、例えば学校の先生なんかも打っていいことになっているのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

このエピペンにつきましては、医療行為ではあるのですが、緊急の場合、学校の教員等は打つことができるというふうになっています。ただ、条件として、研修をやはり行っていくということもいっていますので、そういう中で使用していくということになっています。

山田委員

補足いたしますが、エピペンというのは、エピネフリンというものが入っている注射器で、ディスポーザブルタイプで1回使えば使い切りのタイプでございまして、これは医師が処方できる。その医師も、きちんと研修を積んだ医師でないと処方できないという規定があります。

医師が処方すると、そこには自分で訓練用のトレーナーが入ってまして、必ずご家庭に帰ったら、お子さんにそのトレーナーを使って実際に打つ練習をしておいてくれという指示が出ています。ですから、基本的には、この行為については児童生徒自身が行う行為であります。

しかしながら、その場のときに、自分でその行為ができない場合、それにかわって、研修を受けた教職員がそのエピペンを打つという行為を行うということで、法的な解釈は、これは反復性のない行為でありますので、医行為ではないという判断で、緊急対応的なこ

とで教職員の責任が逃れられるということで、緊急対応ということになります。

それから、あくまでこのアレルギー対応というのは、きょうのペーパーにもあるように、3番目の1番のところ、学校生活管理指導表活用の徹底の中にあるように、あくまでも「保護者から学校における配慮・管理等の対応の要請がある」場合ということですので、要は、一義的には保護者の責任なのですが、保護者が学校に対応を求めた場合に行いますよということがこの管理指導表には書いてありますので、全部、届け出たから、全て学校の責任になるということではなくて、やはり保護者の責任は大きいと私は思っています。要請があった場合に、それに対応して、学校としてはできる限りの対応を行っていくということです。

それから、エピペンのことについては、昨年度まではエピペンを持っている児童生徒がいる学校に対して研修を行ったというふうには書かれていますけれども、今後、いつ何時、そういう対応が必要なお子さんが転入するかもしれないので、今回の事件に合わせて、4月以降は、各学校で教職員が研修を受けるとというのが最後のところに書いてある。それについては、学校医に相談があれば、学校医が出動して、その教職員に対して指導体制を整えるという体制を整えていこうということになるかと思えます。

ただ、今まで、このアレルギーというのは、今に始まったことではなくて、もう何年前から、アレルギーの子どもたち、また、それもふえています。それで、今まで学校独自でいろいろと対応していたと思うのですけれども、この4月からは、きょうお示しになったアレルギー疾患対応の生活管理指導表というものを主治医とか学校医に求めて、その記載を学校の中で共有していくということで、そのマニュアル化していくということが捉えられるということでもありますけれども、実際には、今まさに学校の中で個別に対応している学校も多々あるのです。それをこの指導表を使ってもう一度きちんとということになるかと思えますけれども、在校生などについては、ほかの書式でも出ているところもあるので、その運用をしっかりとやっていかなければいけないのかなというところと、この指導表を、例えば教職員の側ですと、どなたが指示を出すのかというところもあるのではないかと思うのです。例えば、栄養教諭のいるところは栄養教諭があったり、養護教諭の先生があったりするのですが、今回の中野区の対応は、食物アレルギーに限らず、ぜんそくだとかも含めているので、やはり養護なりの先生がこの管理指導表をしっかりと管理していただいて、それで情報を共有すると。それで、専門家である栄養士のほうにそれを伝えるとか、そういった学校内体制が大切なのではないかなと。きちんと情報を共有していくとい

うことが大切ではないかなと思っています。

大島委員長

この前、調布の事件では、給食のときに、初めはアレルギーを起こす食品といいますか、食品成分を除去したものを提供したのだけれども、おかわりということで、後から入ったものを食べてしまったということがあるみたいなのです。そうなりますと、そういう細かいところでも、担任の先生とか、あるいは教室の児童なんかもみんなで気をつけようねという意識というのも必要になったりするかと思うのですが、その辺のところというのは、学校の中で何か対応はしているのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

今の中野の場合、アレルギーの対応食として除去食を提供しているのですけれども、基本的には給食室から出すときに、その除去食であるということがはっきりわかる形で、お名前を書くか書かないかというのはいろいろあるのですけれども、どのお子さんのものかということが必ずわかる記号にしたり、いろいろな形をとっています。わかる形で提供をしています。それで、基本的にはそのお子さんの手元に届くまでを学校の担任の先生なりが責任を持って届けるということをしています。

調布の事件のとき、おかわりのことがあったのですけれども、おかわりの対応については今回、各学校、やはりいろいろな見直しをして、アレルギーの対応のお子さんについてはもうおかわりはしないで、全部用意したものを食べていただくという方針に変更した学校もございます。それから、アレルギーのおかわり分は全く別にするという対応も徹底したり、おかわりというところをすごく、お子さんとしてはみんなと一緒におかわりをしたいという思いと、一緒にはできないというところで、今、すごくいろいろなところで工夫をしていただいているところです。

改めて、4月以降につきましても、その辺の細かいところについて、教育委員会のほうでもチェックシートみたいなものを例示を出して、もう一度、どういう形をとっていかということのを再考して、学校の中で対応いただきたいということでお示したところです。

山田委員

補足します。

私は学校医をやっている関係で、例えば6月の間に健診ということで学校に出かけるわけですけれども、保険調査表というのが今までありました。そこには、お子様のアレルギーの既往があると、例えばこのお子様は、例えばそばのアレルギーがあるとかということが

あるわけですね。それについては養護教諭のところと、それから担任の先生に「この何とか君、何とかさんはそばはだめだよ」ということで、「これは対応をしっかりとやってね」ということでチェックはしています。

今後は、もうちょっと細かい対応については、この生活管理指導表にまさしく「保護者と相談して決定する」という事項があるのです。この辺をかみ砕いていけば、もっと細かなことができるかなというふうに思います。

ですから、やはりこの生活管理指導表を使って、学校で対応を求められた場合には、ここで学校医がきちんと指示を出してあげればある程度わかる。細かいことは、あとは保護者と相談してくれということでもいいのではないかなと思います。

ただ、先ほどの、おかわり云々の件は、あくまでも学校がその保護者の要請に基づいて行う行為が、限度があると思うので、やはり保護者の方にもきちんとその点を理解していただいて、学校では除去食まではすすめますけれども、例えば隣のお子さんの給食は食べてはいけませんよとか、あなたは基本的におかわりはできませんよということを保護者から子どもに伝えてもらう。そういった綿密な連携をとっていきまないと、これを求められたから学校が全て何でもやってくれるといわれますと、それはなかなか厳しいものがあるかなというふうに思っているところです。

特に最近、私も注意しているのは、移動教室などはドクターだとかはついていきませんし、養護もついていきませんので、そのときに同行される看護師さんに来ていただいて、その方も一緒に入ってもらって、同行する先生方の前で、食事の内容をチェックして、「この子とこの子はこの食事は食べてはいけないよね」「それからこの子は自由時間にアイスクリームを食べてはいけないよ」とかいう細かな指示を出してやっているところです。

今度、アレルギー疾患の生活管理指導表が出るということは、かかりつけのドクターから指示が出ているということで、医療的な根拠は出てきます。はっきりとまた指示ができるというメリットが大きくなるかなというふうに思っていますので、4月からしっかりした運用をしていかなければいけないなと思います。

大島委員長

なかなか細かいところまで、いろいろ配慮しなければいけなかったりするもので、大変かなと。子どもさんへの、ある意味、教育といえますか「普通のもの食べてはいけないよ」みたいな教育も含めて、きめ細かい配慮が必要なので、大変なことかなと思いますけれども、教育委員会としても、ご報告があったようなことでしっかり対応していきたいと思

ます。

ほかにはよろしいでしょうか。

そのほかにも報告事項はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで傍聴の方に4月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせします。4月の教育委員会定例会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載のとおりですので、後ほどお読み取りください。

これをもちまして、教育委員会第10回定例会を閉じます。

午前11時20分閉会